

有機フッ素化合物（P F A S）対策に関する要望について

中 国 部 会 提 出

全国的にP F A Sの検出が相次ぐ中、福山市においても、国立保健医療科学院からP F A Sの一種であるP F O S、P F O Aの暫定指針値を超過する値が、また、P F B Sについては世界保健機構（WHO）の暫定ガイドライン値案を大きく超過する値がそれぞれ確認された旨の報告があり、速やかに事態を公表するとともに、暫定指針値の超過地点に関係する河川や飲用井戸及び沢水等のP F O S、P F O Aの調査、地元住民説明会による情報提供等を行っている。

しかしながら、P F O S及びP F O A並びにP F B Sについては、除去等の対策が確立されていないことや、身体への影響の十分な知見がないこと、農作物等への影響が明らかになっていないこと等の状況もあり、超過地点周辺の住民や農業者等から多くの不安の声を聞いている。

よって、国におかれては、P F A Sに関し、原因究明とその対策について次の措置を講じるよう、強く要望する。

1 技術的支援について

発生源の特定調査や、その後のモニタリングの方法について、また土壌や農業用水等からの効果的な除去方法等の技術を確立することについて、地方自治体への技術的支援を行うこと。さらに、発生源となる施設や河川等における効果的な除去等の技術を確立すること。

2 財政的支援について

P F O S及びP F O Aについての継続的な監視や追加調査、除去技術の導入に係る費用や、周辺住民の健康調査及び同調査に必要な検査体制・機器整備、暫定的に地方自治体が独自に行う住民への支援等に要する費用等について、また農畜産物等の被害や風評被害にかかる補償費用等について、財政的支援を行うこと。

3 健康影響及び農作物等に関する情報提供について

住民及び地方公共団体に対して、早急にP F O S及びP F O Aの毒性、健康への影響等に関する情報を提供すること。さらに、農畜産物等に対する不安の解消及び風評被害防止の観点から、土壌及び農畜産物等への影響について、知見を収集した上で、速やかに公表し、遅滞なく対策を検討すること。

4 P F B Sに関する情報提供について

暫定指針値等が示されていないP F B Sについても、住民の不安を解消するため毒性、健康等への影響や、農畜産物への影響に関する情報を提供すること。